

**広陵町
一般廃棄物処理基本計画
概要版**

平成30年3月

広陵町

目次

第1章 計画策定の背景と目的	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画期間	1
3. 適用範囲	2
第2章 地域概況	3
1. 地域の特徴	3
2. 人口動態	4
3. 産業の動向	5
第3章 関連計画等の整理	6
1. 本計画の位置付け	6
2. 関連計画等における目標値	7
第4章 ごみ処理状況	9
1. 分別区分	9
2. 処理フロー	10
3. 施設の概要	11
4. ごみ排出量	12
5. 平均排出量	14
6. ごみ処理量	16
7. ごみ処理システムの評価	18
8. 課題の抽出	20
第5章 ごみ処理基本計画	21
1. ごみ処理の基本理念	21
2. ごみ処理の基本方針	21
3. 将来の年間排出量・平均排出量（目標達成時）	22
4. 将来の処理・処分量（目標達成時）	25
5. 将来のごみの分別区分	26
6. 将来のごみの処理・処分の流れ	27
7. 排出抑制・再資源化計画	28
8. 収集・運搬計画	28
9. 中間処理計画	29
10. 最終処分計画	29
第6章 生活排水処理基本方針	30
1. 処理フロー	30
2. 公共下水道の整備状況	31
3. 生活排水処理形態別人口	31
4. 生活排水処理の基本方針・目標値	32

5. 収集・運搬計画	32
6. 中間処理計画	32
7. 最終処分計画	32

第1章 計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景と目的

ごみ問題は、私たちの生活に直結する最も身近な環境問題であるとともに、生活環境だけでなく、資源の枯渇等、今後の社会の存続にも大きく関わってくる問題です。3R（リデュース・リユース・リサイクル）や循環型社会という言葉も当たり前に使われるようになり、ごみを減量させること、資源を有効利用することの重要性が認識されつつあります。

国においても、「循環型社会形成推進基本法」が制定された平成12年度を起点とし、リサイクル関連の各種法律が継続的に制定・改正されており、国を挙げて循環型社会の形成が進められています。最近では平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、廃棄物の量に加えて循環の質にも着目した循環型社会の形成のための基本方針が示されました。

このような背景のもと、本町においても、「一般廃棄物処理基本計画」を策定することとしました。一般廃棄物処理基本計画は、本町のごみ処理行政の推進及び循環型社会の形成に寄与することを目的とし、ごみの減量化や適正な処理を促すための基本的な事柄についてまとめるものです。ごみの排出・処分の現況を整理し、今後の排出量・処分量を予測し、排出抑制を促すために必要な施策や適正処理のための方針についてまとめています。また、生活排水処理についても、基本方針をまとめ、目標値を設定しています。

2. 計画期間

ごみ処理基本計画策定指針には、計画期間について、目標年次を概ね10年から15年先におくこととあります。また、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であると書かれています。本計画においては、計画の最終年度を現時点（平成29年）から15年先の平成44年と設定することとします。ごみの排出量の将来予測等は、平成28年度までの実績データに基づき、平成44年まで行うこととなります。

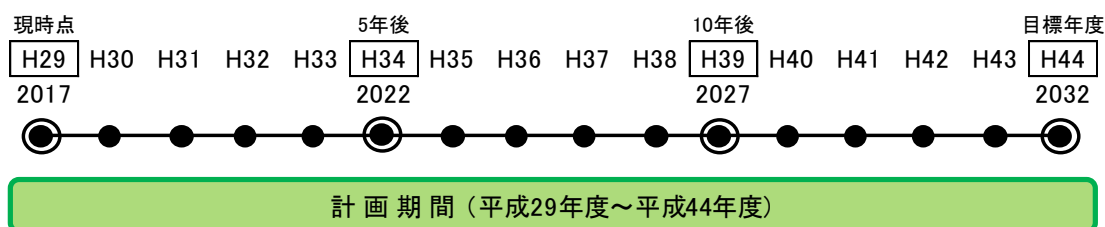


図1-2-1 計画期間

3. 適用範囲

本計画の適用範囲は以下のとおりであり、「その他の一般廃棄物」を対象とします。ごみについては、住民の生活活動に伴って発生する「家庭系ごみ」と生産・流通・販売等の事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」に分けられます。家庭系ごみについては、一般家庭から収集される「収集ごみ」、直接施設に持ち込まれる「直接搬入ごみ」、住民、団体が実施する集団回収によって回収される「集団回収」を対象とします。事業系ごみについても、各事業所から収集される「収集ごみ」及び直接施設に持ち込まれる「直接搬入ごみ」を対象とします。住民・事業者が自らリサイクルする「自家・自社処理ごみ」は本計画の適用範囲外となります。

生活排水処理に関しては、「し尿」及び「浄化槽汚泥」を対象とします。

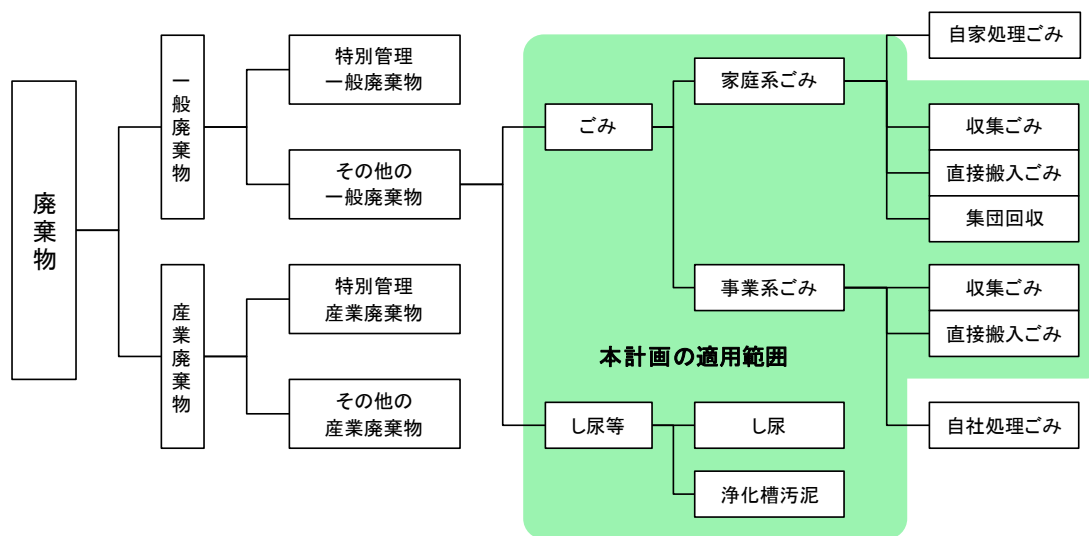


図 1-3-1 計画の適用範囲

第2章 地域概況

1. 地域の特徴

本町は、近鉄箸尾駅を中心とする北部地域、地元の靴下産業が息づく西部地域、のどかな田園地帯が広がる東部地域、住宅が広がる真美ヶ丘ニュータウン地域と大きく4つに分けられます。町の東部は平たんな地形が広がるのに対し、町の西部は丘陵地帯となっています。また、高田川、葛城川、曾我川など、多くの川が南北に流れており、豊かな自然が広がっています。

クリーンセンター広陵は、東部地域に位置していますが、北部地域や西部地域からもごく近い距離にあります。

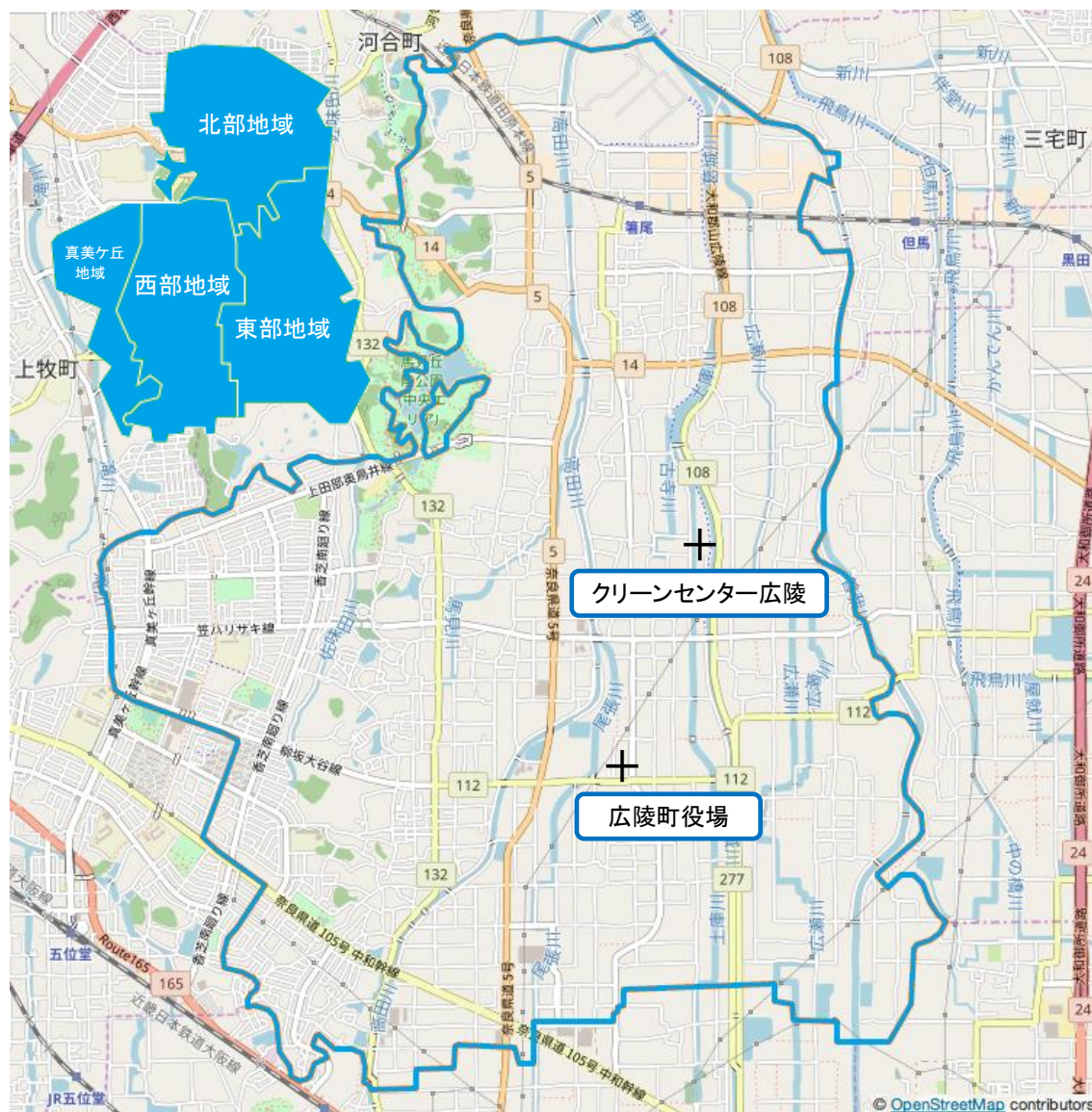


図 2-1-1 本町の周辺図

2. 人口動態

本町の過去 10 年間の男女別人口及び世帯数は以下のとおりです。平成 28 年度における本町の人口は、34,990 人であり、世帯数は 12,730 世帯となっています。

人口は過去 10 年で増加傾向にあり、10 年間で 1,149 人増加しています。世帯数も過去 10 年で増加傾向にあり、10 年間で 1,849 世帯増加しています。世帯人員は過去 10 年間で減少傾向にあり、10 年間で 0.4 人/世帯減少しています。

表 2-2-1 人口及び世帯数の推移

年度	広陵町 人口(人)				世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)	
		男性	女性	男性/女性			
H19	33,841	16,344	17,497	0.48	0.52	10,881	3.1
H20	34,007	16,400	17,607	0.48	0.52	11,087	3.1
H21	34,101	16,449	17,652	0.48	0.52	11,259	3.0
H22	34,115	16,418	17,697	0.48	0.52	11,421	3.0
H23	34,342	16,506	17,836	0.48	0.52	11,637	3.0
H24	34,429	16,555	17,874	0.48	0.52	11,818	2.9
H25	34,569	16,600	17,969	0.48	0.52	12,059	2.9
H26	34,785	16,722	18,063	0.48	0.52	12,320	2.8
H27	34,924	16,771	18,153	0.48	0.52	12,535	2.8
H28	34,990	16,785	18,205	0.48	0.52	12,730	2.7
10年間	+1,149	+441	+708	-	-	+1,849	-0.4

出典:「人口世帯集計表」
いずれも9月末時点。

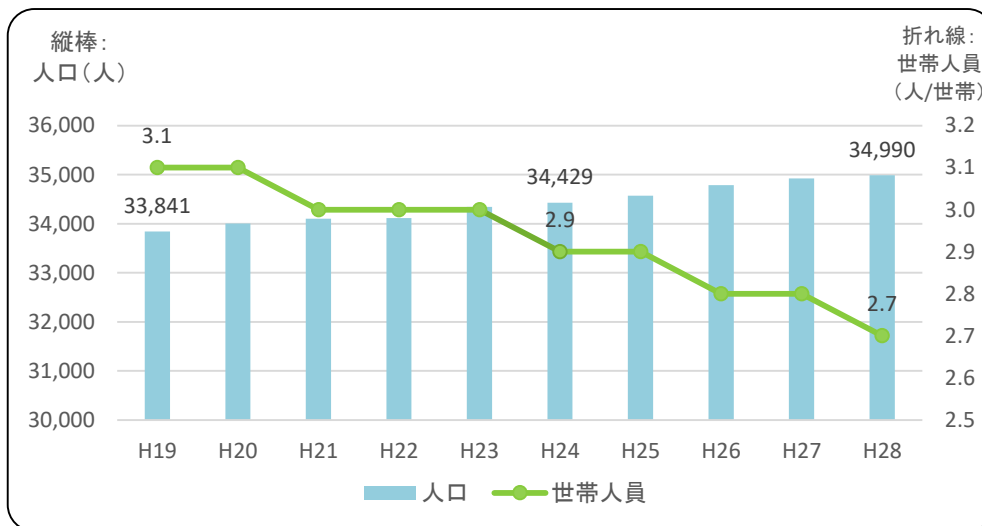


図 2-2-1 人口及び世帯数の推移

3. 産業の動向

本町の産業別民営事業所数及び従業者数は以下のとおりです。従業者数は、第1次産業、第2次産業、第3次産業のいずれについても増加傾向にあります。事業所数は、第1次産業と第3次産業は増加していますが、第2次産業は減少しています。

表2-3-1 産業別民営事業所数及び従業者数

産業分類	平成24年度		平成26年度	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
第一次産業	1	3	4	17
農林漁業	1	3	4	17
第二次産業	381	3,028	369	3,146
鉱業	-	-	-	-
建設業	110	621	106	646
製造業	271	2,407	263	2,500
第三次産業	676	5,757	723	5,833
電気・ガス・熱供給・水道業	1	39	1	44
情報通信業	6	9	6	13
運輸業、郵便業	14	239	13	303
卸売・小売業	260	2,025	256	1,835
金融・保険業	6	72	6	57
不動産業、物品賃貸業	42	136	42	157
学術研究、専門・技術サービス業	30	95	30	118
宿泊業、飲食サービス業	91	1,303	95	1,066
生活関連サービス業、娯楽業	66	375	82	433
教育、学習支援業	17	278	25	427
医療、福祉	61	937	80	1,110
複合サービス事業	8	30	12	95
サービス業(他に分類されないもの)	74	219	75	175
総数	1,058	8,788	1,096	8,996

出典:「平成24年経済センサス-活動調査結果」
「平成26年経済センサス-基礎調査結果」

第3章 関連計画等の整理

1. 本計画の位置付け

本町の一般廃棄物処理基本計画は、国の「循環型社会形成推進基本計画」や県の「廃棄物処理計画」等に基づき策定するものであり、本町における廃棄物処理に関する計画において最上位に位置付けられます。廃棄物・リサイクル関連の法体系の中での本計画の位置付けは以下のとおりです。

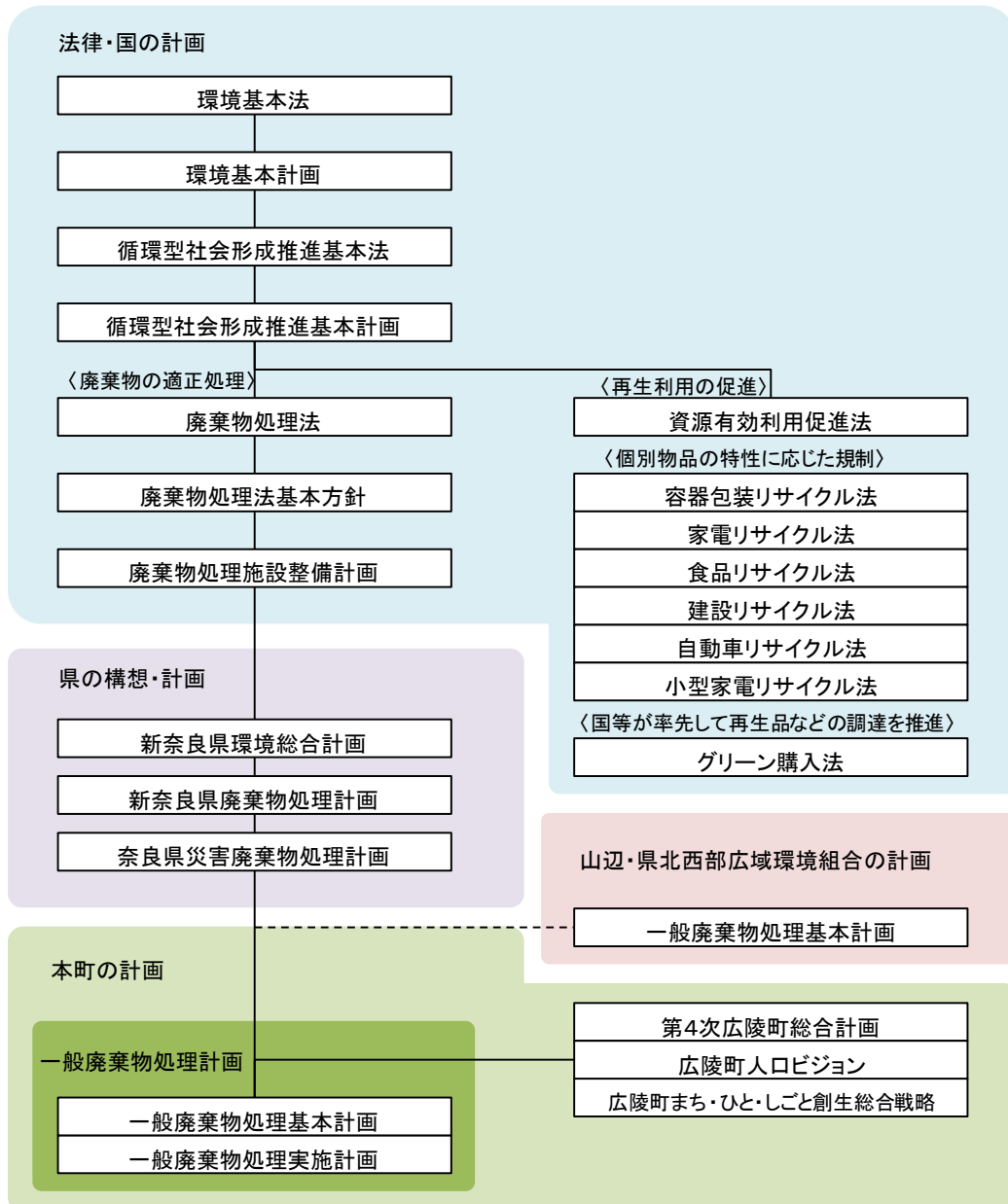


図 3-1-1 本計画の位置付け

2. 関連計画等における目標値

関連計画等における目標値は以下のとおりです。

表 3-2-1 国の計画、方針における目標値

項目	基準年度 目標年度	目標
第3次循環型 社会形成推進 基本計画 (H25.5)	基準年度 : H12 目標年度 : H32	①1人1日当たりのごみ排出量 ^{※1} : 約25%減 ②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ^{※2} : 約25%減 ③事業系ごみ排出量: 約35%減
廃棄物処理 基本方針 (H28.1)	基準年度 : H24 目標年度 : H32	[廃棄物の減量化の目標量] ①排出量 : 約12%削減 ②再生利用量 : 約27% ③最終処分量 : 約14%削減 ④1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 : 500g/人・日 [その他の目標量] ①家庭系食品ロスの発生量を把握している市町村数: 平成30年度に200市町村(平成25年度: 43市町村) ②家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制 を構築している市町村の割合: 平成30年度までに100% (平成25年度: 約59%) ③使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市 町村の割合: 平成30年度までに80% (平成25年度: 約43%) ④焼却された一般廃棄物量のうち発電設備の設置された焼却 施設で処理されるものの割合: 平成32年度に69% (平成24年度: 66%)
廃棄物処理 施設整備計画 (H25.5)	目標年度 : H29	①ごみのリサイクル率 : 26% ②最終処分場の残余年数 : 平成24年度の水準(20年分)を維持する ③計画期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 : 21%

※1 計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量

※2 集団回収量、資源ごみ等を除いた値

表 3-2-2 県、組合、本町の計画における目標値

項目	基準年度 目標年度	目標
奈良県環境 総合計画(H28.3)	目標年度 : H29	①1人1日当たりのごみ排出量：870g/人・日 (H25時点：918g/人・日) ②リサイクル率(一般廃棄物)：25.0% (H25時点：13.1%) ③温室効果ガス排出削減率：30.9%減(H32時点、 基準年度：H25) ※ごみ排出量の目標値は、平成29年度策定の奈良県廃棄物処理計画により見 直し予定とされています。
新奈良県 廃棄物処理計画 (H25.3)	目標年度 : H29	①一般廃棄物排出量：446千トン ②1人1日当たり排出量：870g/人・日 ③再生利用量：113千トン、再生利用率：25% ④最終処分量：46千トン、最終処分率：10.3% ・事業系ごみ排出量の約3割(44千トン)を再生利用化すること を目指す。
山辺・県北西部 広域環境 衛生組合 一般廃棄物処理 基本計画	目標年度 : H43	①ごみ総排出量原単位：901g/人・日 (H27時点：956g/人・日) ②ごみ総排出量(組合全体)：84,278t(H27時点：91,606t) ③資源化率(収集量ベース)：18.5%(H27時点：14.5%) ④最終処分量(収集量ベース)：6,668t(11,113t) 以下は広陵町に関する目標値 ⑤家庭系ごみ排出量※：8,190t/年 ⑥事業系ごみ排出量：1,493t/年 ⑦ごみ総排出量：9,683t/年 ⑧ごみ総排出量原単位：746.28g/人・日 ⑨可燃ごみ処理量(収集量ベース)：6,122t/年 ⑩可燃ごみ以外の処理量(収集量ベース)：1,638t/年 ⑪源化量(収集量ベース)：2,784t/年 ⑫資源化率：28.8% ⑬最終処分量：631t/年 ※集団回収量を含む。
広陵町 第4次総合計画	目標年度 : H33	資源ごみ回収量：1,600t リサイクル率」26.0% 3R運動をしている町民の割合：85.0% ごみ処理・リサイクル等の状況に関する町民の満足度：60.0%
広陵町まち・ ひと・しごと 創生総合戦略	目標年度 : H31	1人1日当たりごみ排出量(資源・リサイクルを除く)： 630g/人・日

第4章 ごみ処理状況

1. 分別区分

本町のごみの分別区分は以下のとおりです。

表4-1-1 分別区分

品目		ごみの例	
家庭系	可燃ごみ	台所ごみ類（生ごみ）、紙くず類（ちり紙、油紙等）、 その他のごみ（割り箸、鉛筆、乾燥した細い枝、葉、草等）	
	不燃ごみ	金属類（フライパン・鍋、スプーン、汚れのある缶等）、 ガラス類・陶器類（茶碗・ガラスコップ・皿、植木鉢等）、 小型家電（ラジオ、電卓、ドライヤー等）	
	その他 プラスチックごみ	容器包装プラスチックごみ以外のプラスチック製品・ゴム製品、 商品でないものの容器や包装（クリーニングの袋等）	
	容器包装 プラスチックごみ	カップ・トレイ・パック類、ボトル類、 その他（空気の入ったシート、発砲スチロール製品）、 ネット（玉葱・みかん等が入っていたネット）、 チューブ型容器、ふくろ類（食料品や日用品の袋及びラップ類）	
	リサイクル 素材	ペットボトル	ペットボトル
		空き缶	アルミ缶、スチール缶
		空きびん	白色びん、茶色びん、その他の色びん
	有害ごみ	電球、蛍光灯類、LED電球、電池類、水銀体温計、水銀温度計	
	粗大ごみ	家財類（タンス・机、椅子、布団、自転車、じゅうたん等）、 小型家電類その他（ストーブ、電子レンジ、 トースター、インクジェットプリンター等）	
	資源 ごみ	紙類	紙類（新聞・雑誌・段ボール・紙袋・紙箱等）
紙パック類		紙パック類（飲料系紙パック等、内側が白色のもの）	
古着・衣類		古着・布類（服・衣類・タオル等、着物・シーツ等）	
事業系	可燃ごみ	事業所から出る可燃ごみ	
集団回収		新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック、古着類、アルミ類	

※事業系ごみについては、可燃ごみのみ、許可業者による収集か直接搬入を認めています。

3. 施設の概要

中間処理施設、最終処分場の概要は以下のとおりです。

表 4-3-1 クリーンセンター広陵（燃料化（炭化）施設）の概要

項目	概要
施設名	クリーンセンター広陵（燃料化（炭化）施設）
所在地	北葛城郡広陵町大字古寺 81 番地
竣工年月	平成 19 年 2 月
処理能力	35 t / 8 h
処理方式	ごみ燃料化（炭化）方式
処理対象物	可燃ごみ、可燃性残渣

表 4-3-2 クリーンセンター広陵（リサイクルプラザ施設）の概要

項目	概要
施設名	クリーンセンター広陵（リサイクルプラザ施設）
所在地	北葛城郡広陵町大字古寺 81 番地
竣工年月	平成 19 年 2 月
処理能力	9.9 t / 5 h
処理方式	破碎、選別、圧縮、梱包
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ

表 4-3-3 大阪湾広域臨海環境整備センターの概要

項目	概要
施設名	大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）
設立	昭和 57 年 3 月 1 日
広域処理対象地区	近畿 2 府 4 県 168 市町村
広域処理場整備対象港湾	4 港湾
埋立処分場 () 内は一般廃棄物の 埋立容量	尼崎沖埋立処分場 (220 万 m ³)
	泉大津沖埋立処分場 (390 万 m ³)
	神戸沖埋立処分場 (580 万 m ³)
	大阪沖埋立処分場 (540 万 m ³)

4. ごみ排出量

本町の過去5年間のごみ排出量は以下のとおりです。総排出は減少傾向にあり、平成24年度が10,633tだったのに対し、平成28年度は10,163tであり、約500t減少しています。家庭系ごみ排出量、集団回収量、事業系ごみ排出量のいずれについても減少傾向にあります。

表4-4-1 ごみ排出量の実績

	t/年				
	H24	H25	H26	H27	H28
総排出量	10,633	10,772	10,675	10,552	10,163
家庭系ごみ排出量合計	8,374	8,584	8,625	8,563	8,210
可燃ごみ	5,129	5,162	5,123	5,045	4,796
収集	4,532	4,552	4,645	4,642	4,560
自己搬入	597	610	478	403	236
不燃ごみ	281	282	270	277	266
収集	264	270	258	260	251
自己搬入	17	12	12	17	15
その他プラスチックごみ	135	140	143	142	139
収集	134	139	142	142	138
自己搬入	1	1	1	0	1
容器包装プラスチックごみ	512	516	508	491	485
収集	512	515	508	491	484
自己搬入	0	1	0	0	1
リサイクル素材	302	316	315	319	317
ペットボトル	44	50	40	43	38
ビン	109	123	118	132	121
カン	149	143	157	144	158
有害ごみ	13	14	12	18	13
収集	13	13	12	18	13
自己搬入	0	1	0	0	0
粗大ごみ	611	694	673	684	663
収集	436	519	482	520	485
自己搬入	175	175	191	164	178
資源ごみ	1,391	1,460	1,581	1,587	1,531
紙類(収集)	1,247	1,321	1,436	1,442	1,385
紙類(自己搬入)	7	6	7	6	13
不要な衣類	137	133	138	139	133
集団回収量	593	558	529	458	432
新聞紙	317	304	279	237	222
雑誌	90	90	92	84	81
段ボール	142	122	118	101	94
牛乳パック	4	4	4	3	24
古着類	31	29	28	25	8
アルミ類	9	9	8	8	3
事業系ごみ排出量合計	1,666	1,630	1,521	1,531	1,521
可燃ごみ(許可業者)	1,666	1,630	1,521	1,531	1,521

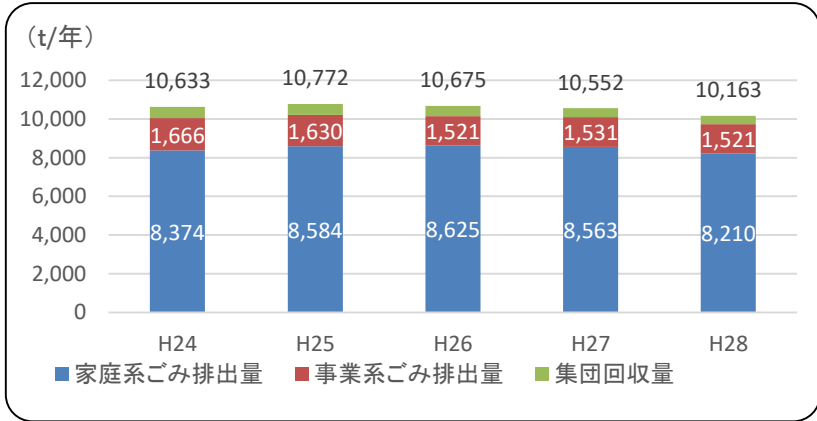


図 4-4-1 系別ごみ排出量の推移

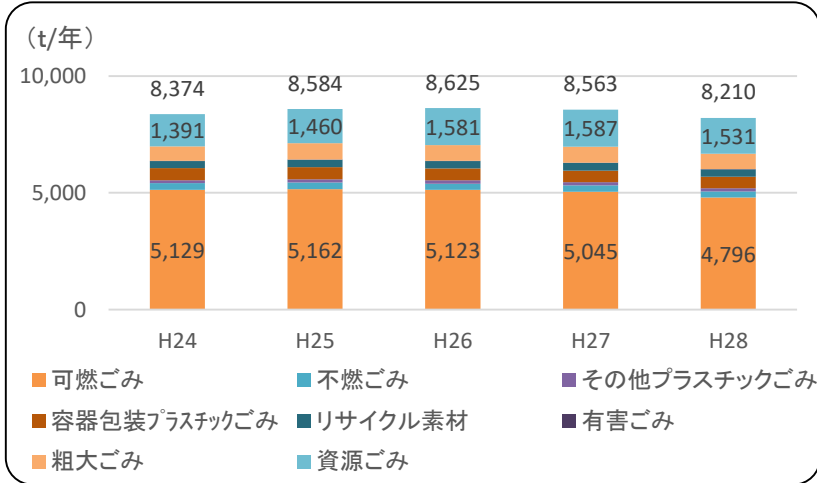


図 4-4-2 家庭系ごみ排出量の推移

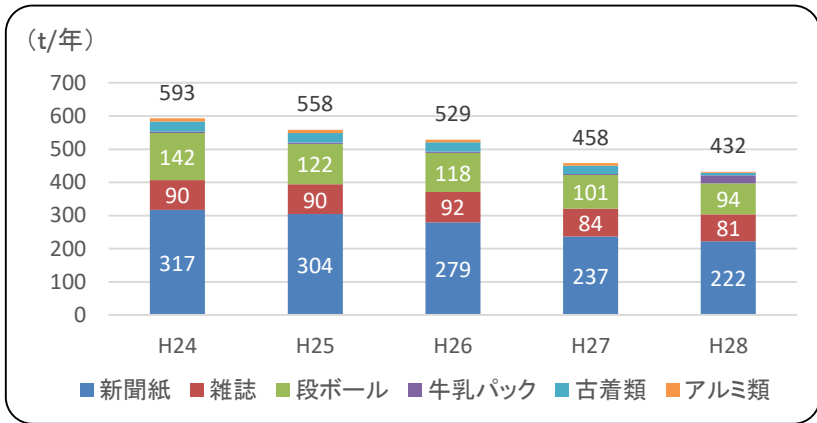


図 4-4-3 集団回収量の推移

5. 平均排出量

過去5年間の平均排出量は以下のとおりです。年間総排出量を人口と年間日数で割った1人1日平均総排出量は減少傾向にあり、平成24年度が846g/人・日であったのに対し、平成28年度は796g/人・日であり、約50g減少しています。1人1日平均家庭系ごみ排出量、1人1日平均集団回収量、1日平均事業系ごみ排出量のいずれについても減少傾向にあります。

表4-5-1 平均排出量の実績

	g/人・日				
	H24	H25	H26	H27	H28
人口	34,429	34,569	34,785	34,924	34,990
1人1日平均総排出量	846	854	841	826	796
1人1日平均家庭系ごみ排出量	669	681	678	669	641
可燃ごみ	409	409	404	395	375
収集	361	361	366	363	357
自己搬入	48	48	38	32	18
不燃ごみ	22	22	21	21	21
収集	21	21	20	20	20
自己搬入	1.4	1.0	0.9	1.3	1.2
その他プラスチックごみ	11	11	11	11	11
収集	11	11	11	11	11
自己搬入	0.08	0.08	0.08	0.00	0.08
容器包装プラスチックごみ	41	41	40	38	38
収集	41	41	40	38	38
自己搬入	0.00	0.08	0.00	0.00	0.08
リサイクル素材	25	25	24	24	24
ペットボトル	4	4	3	3	3
ビン	9	10	9	10	9
カン	12	11	12	11	12
有害ごみ	1.0	1.1	0.9	1.4	1.0
収集	1.0	1.0	0.9	1.4	1.0
自己搬入	0.00	0.08	0.00	0.00	0.00
粗大ごみ	49	55	53	54	52
収集	35	41	38	41	38
自己搬入	14	14	15	13	14
資源ごみ	111	117	125	125	119
紙類(収集)	99	105	113	113	108
紙類(自己搬入)	0.6	0.5	0.6	0.5	1.0
不要な衣類	11	11	11	11	10
1人1日平均集団回収量	47	44	41	37	33
新聞紙	25	24	22	19	17
雑誌	7	7	7	7	6
段ボール	11	10	9	8	7
牛乳パック	0.3	0.3	0.3	0.2	1.9
古着類	2.5	2.3	2.2	2.0	0.6
アルミ類	0.7	0.7	0.6	0.6	0.2
1日平均事業系ごみ排出量(t/日)	4.6	4.5	4.2	4.2	4.2
可燃ごみ(許可業者)	4.6	4.5	4.2	4.2	4.2

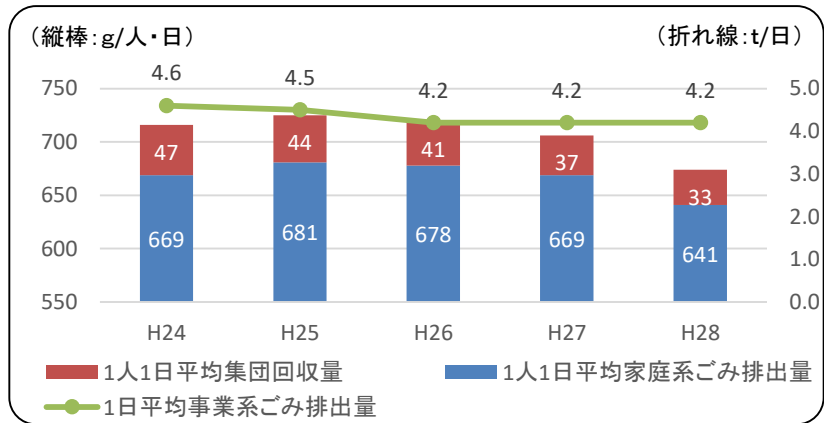


図 4-5-1 系別の平均排出量の推移

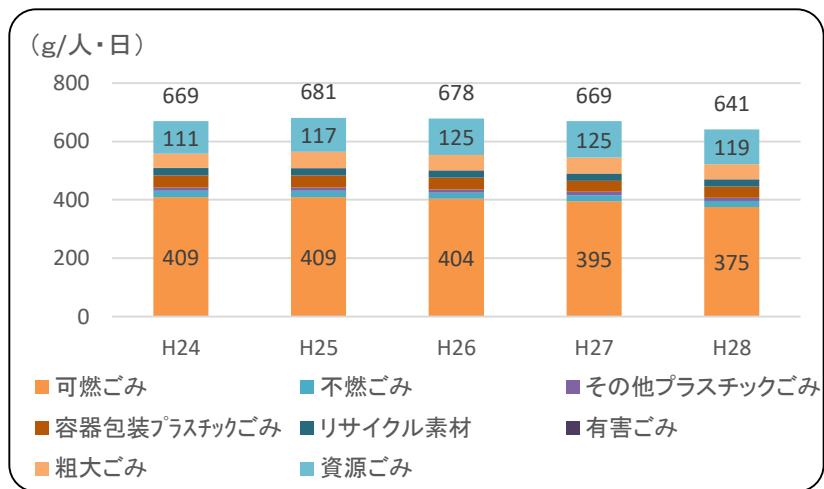


図 4-5-2 1人1日平均家庭系ごみ排出量の推移

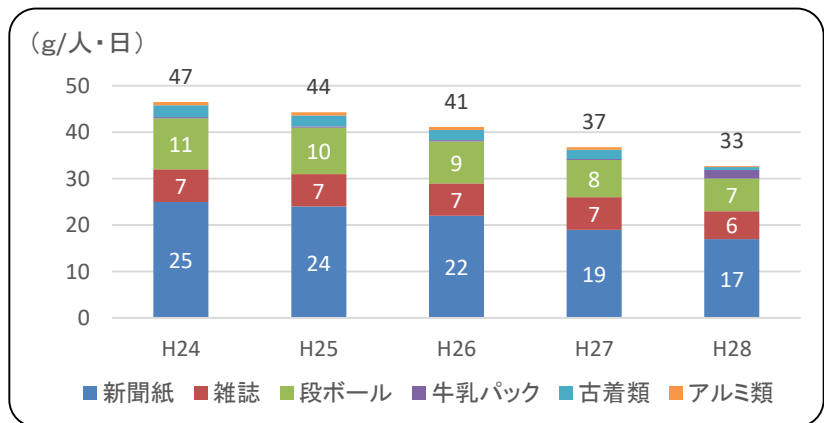


図 4-5-3 1人1日平均集団回収量の推移

6. ごみ処理量

1) 処理・処分量

本町の過去5年間の処理・処分量の実績は以下のとおりです。家庭系可燃ごみ排出量、事業系可燃ごみ排出量が減少傾向にあるため、ごみ燃料化施設での処理量も減少傾向にあります。最終処分率は5.4～7.2%で推移しています。

表4-6-1 処理・処分量の実績

		t/年				
		H24	H25	H26	H27	H28
総排出量		10,633	10,772	10,675	10,552	10,163
ごみ燃料化施設	ごみ燃料化施設処理量	7,513	7,532	7,382	7,278	6,915
	可燃物搬入量	6,795	6,792	6,644	6,576	6,317
	リサイクルプラザ残渣	718	740	738	702	598
	搬出量	1,522	1,860	1,713	1,545	1,373
	飛灰	141	180	183	270	112
	炭化物	1,381	1,680	1,530	1,275	1,261
リサイクルプラザ(破碎選別)	破碎選別処理	892	976	943	961	929
	不燃ごみ	281	282	270	277	266
	粗大ごみ	611	694	673	684	663
	破碎選別残渣	748	807	794	795	755
	可燃残渣	578	621	599	578	432
	不燃残渣	170	186	195	217	323
	資源化量	144	169	149	166	174
プレス鉄・破碎アルミ等	57	64	61	60	62	
くず鉄等	87	105	88	106	112	
リサイクルプラザ(選別・圧縮・梱包)	選別・圧縮・梱包処理	556	566	548	534	523
	容器包装プラスチック	512	516	508	491	485
	ペットボトル	44	50	40	43	38
	選別残渣	269	264	267	256	265
	可燃残渣	140	119	139	124	166
	不燃残渣	129	145	128	132	99
	資源化量	243	252	241	235	220
民間処理施設	民間施設処理量	148	154	155	160	152
	その他プラスチックごみ	135	140	143	142	139
	有害ごみ	13	14	12	18	13
	処理残渣	135	140	143	142	139
	資源化量	13	14	12	18	13
最終処分	最終処分量	575	651	649	761	673
	飛灰	141	180	183	270	112
	リサイクルプラザ残渣	299	331	323	349	422
	処理後その他プラごみ	135	140	143	142	139
	最終処分率	5.4%	6.0%	6.1%	7.2%	6.6%

2) 資源化量

本町の過去5年の資源化量の実績は以下のとおりです。総資源化量は減少傾向にありますが、リサイクル率は横ばい傾向となっています。

表 4-6-2 資源化量

	t/年				
	H24	H25	H26	H27	H28
総排出量	10,633	10,772	10,675	10,552	10,163
総資源化量	4,067	4,449	4,357	4,058	3,948
総資源化量(炭化物除く)	2,686	2,769	2,827	2,783	2,687
ごみ燃料化施設	1,381	1,680	1,530	1,275	1,261
炭化物	1,381	1,680	1,530	1,275	1,261
リサイクルプラザ	431	471	430	444	432
容器包装プラスチック	243	252	241	235	220
ペットボトル	44	50	40	43	38
プレス鉄・破砕アルミ等	57	64	61	60	62
くず鉄等	87	105	88	106	112
民間施設資源化量	13	14	12	18	13
直接資源化量	1,649	1,726	1,856	1,863	1,810
ビン	109	123	118	132	121
カン	149	143	157	144	158
不要な衣類	137	133	138	139	133
紙類	1,254	1,327	1,443	1,448	1,398
集団回収量	593	558	529	458	432
新聞紙	317	304	279	237	222
雑誌	90	90	92	84	81
段ボール	142	122	118	101	94
牛乳パック	4	4	4	3	24
古着類	31	29	28	25	8
アルミ類	9	9	8	8	3
リサイクル率	38.2%	41.3%	40.8%	38.5%	38.8%
リサイクル率(炭化物除く)	25.3%	25.7%	26.5%	26.4%	26.4%

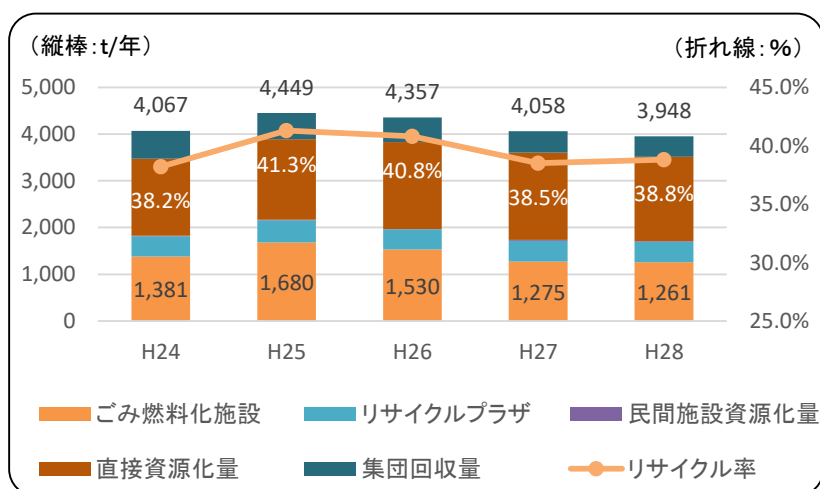
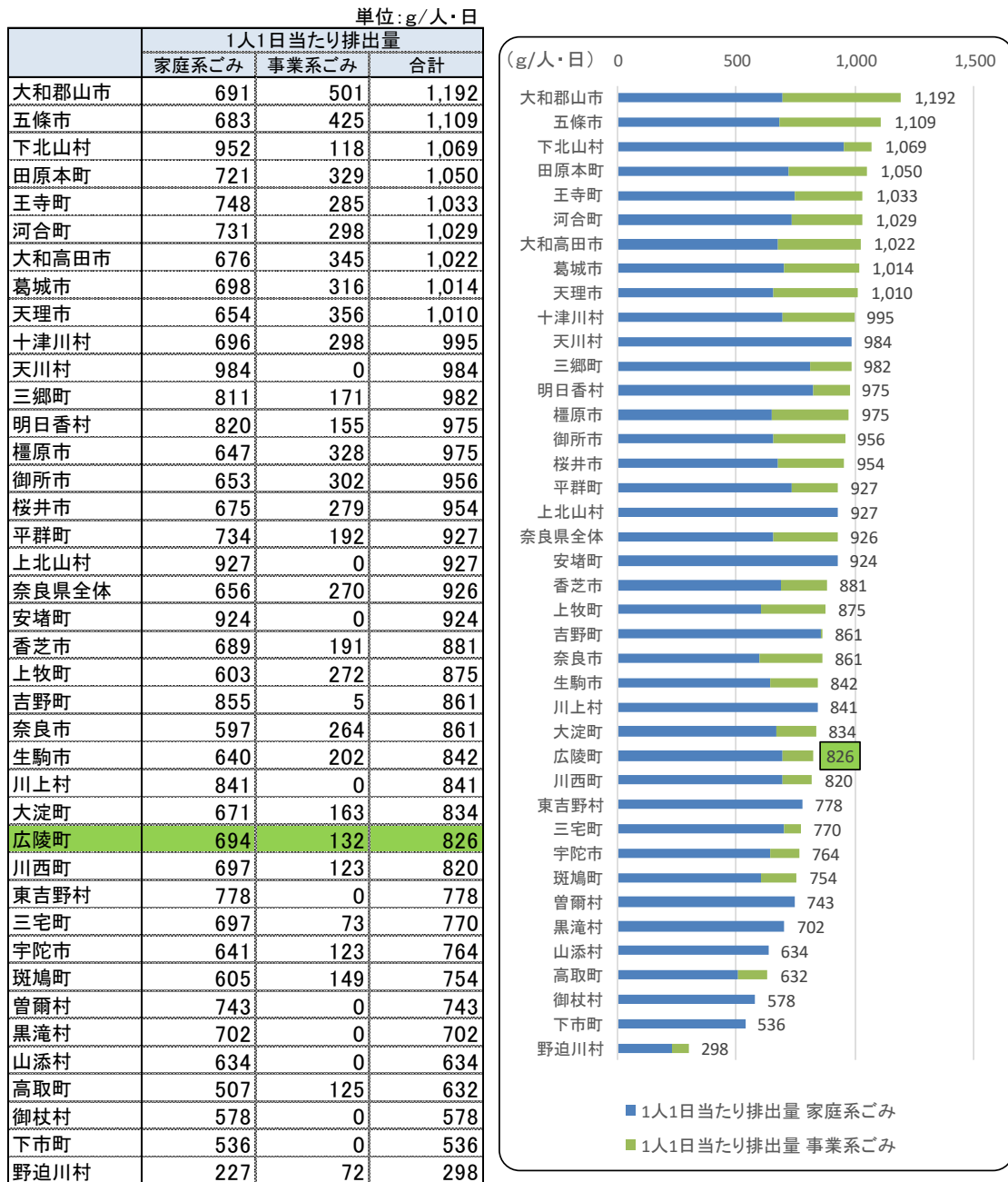


図 4-6-1 資源化量とリサイクル率の推移

7. ごみ処理システムの評価

1) 奈良県の市町村との比較

奈良県の市町村の1人1日当たり排出量を整理すると、以下のようになります。本町の1人1日当たり排出量は826g/人・日となっており、奈良県の市町村の中では比較的少ない方に位置しています。



出典:環境省「一般廃棄物処理実態調査(平成27年度)」

図4-7-1 奈良県の市町村の1人1日当たり排出量

奈良県の市町村のリサイクル率を整理すると、以下のようになります。本町のリサイクル率は38.1%と高く、奈良県の市町村の中で上から3番目に位置しています。



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（平成27年度）」

図 4-7-2 奈良県の市町村のリサイクル率

8. 課題の抽出

1) 排出抑制

- ・ごみ組成分析調査の結果をみると、家庭系の可燃ごみにおいては生ごみが約4割強を占めていることから、特に生ごみの減量をごみ排出量の削減に効果的であると考えられます。

2) 資源化

- ・資源化量において、集団回収量が過去5年間で減少傾向にあり、今後は、集団回収への協力を呼びかけるとともに、集団回収のあり方についても検討する必要があります。
- ・ごみ処理システムの評価の項目で見たように、本町は、資源ごみ、リサイクル素材の分別体制を整備していることや、ごみ燃料化施設（炭化施設）を設置していることもあり、リサイクル率は奈良県の他市町村と比べて非常に高い水準にあります。一方、人口規模や産業構造の類似した市町村と比較して、ごみ処理に高いコストがかかっていると推測されます。今後は、リサイクル率を維持したまま、ごみ処理コストを低減させていくことが課題と思われれます。

3) 収集運搬

- ・平成36年2月から山辺・県北西部広域環境衛生組合の新ごみ処理施設が稼働開始予定であり、本町も新ごみ処理施設においてごみの処理を行う計画ですが、新ごみ処理施設への運搬にあたっては、中継施設を整備し、大型車に積み替えを行う必要があります。それに伴い、運搬体制等の調整を行う必要があります。
- ・平成30年度から公共施設において小型家電製品のBOX回収を開始することを予定しています。住民に利用してもらえるよう、情報提供を行っていく必要があります。
- ・ごみ処理の広域化に向けて、平成35年度からはその他プラスチックごみの分別収集を取りやめ、可燃ごみとして収集するように分別区分を変更することを予定しています。住民及び事業者に対して情報提供を行っていく必要があります。

4) 中間処理

- ・既存のごみ処理施設の老朽化により、修繕や補修等のために維持管理費が増加していることから、今後、新ごみ処理施設へ移行するまでの期間、延命できるよう計画的に整備を行う必要があります。

5) 最終処分

- ・本町では可燃ごみの炭化処理を行っているため、最終処分率も比較的低い状況にあります。平成35年度からは広域組合での処理を予定しており、処理方式が異なるため、現在のような最終処分率を維持するのは難しい可能性があります。排出抑制等と呼びかけ、低い最終処分率を維持できるよう努力していく必要があります。

第5章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の基本理念

本町のごみ処理の基本理念は、山辺・県北西部広域環境衛生組合の基本理念を採用し、以下のように定めることとします。

基本理念 排出抑制を最優先にした資源循環型社会の形成

2. ごみ処理の基本方針

ごみ処理の基本方針は、山辺・県北西部広域環境衛生組合の基本方針を参考に、以下の4つの基本方針を掲げることとします。

基本方針1 排出抑制を最優先にした、ごみの減量・資源化の促進

排出抑制の意義と3Rの優先順位の周知を図り、普及啓発等を通じ、住民、事業者、行政でパートナーシップを構築し、一体となっておみ減量化・資源化を促進します。

基本方針2 ごみ処理サービスの向上

ごみ処理の広域化にともない、分別区分等、ごみ処理体制も変化させる必要があります。住民の方々の理解を得られるよう十分な情報提供に努めるとともに、ごみ処理サービスの向上に努めます。

基本方針3 計画的な施設整備の推進

新ごみ処理施設が稼働するまでまだ数年かかるため、既存ごみ処理施設の適切な維持管理に努めます。また、新ごみ処理施設への搬入のために、ごみ中継施設を整備することが組合と決められているため、ごみ中継施設の整備を計画的に進めます。

基本方針4 安心・安全・安定な廃棄物処理の仕組みの構築

大規模災害発生等の事態を想定し、非常時においても安心、安全に廃棄物の処理を実施できる体制を整備することを目指します。

3. 将来の年間排出量・平均排出量（目標達成時）

目標達成時の将来の年間排出量は以下のとおりです。平成44年度時点の総排出量は約9,600tとなります。

表5-3-1 将来の年間排出量（目標達成時）

	単位:t/年		
	実績	目標値	
	H28 2016	H36 2024	H44 2032
人口(人)	34,990	35,278	35,471
総排出量	10,163	9,863	9,627
家庭系ごみ	8,210	8,345	8,229
可燃ごみ	4,796	5,137	5,023
収集	4,560	4,661	4,557
自己搬入	236	476	466
不燃ごみ	266	259	259
収集	251	245	246
自己搬入	15	14	13
その他プラスチックごみ	139	-	-
収集	138	-	-
自己搬入	1	-	-
容器包装プラスチックごみ	485	503	506
収集	484	502	505
自己搬入	1	1	1
リサイクル素材	317	323	323
ペットボトル	38	39	39
ビン	121	129	129
カン	158	155	155
有害ごみ	13	17	16
収集	13	17	16
自己搬入	0.0	0.3	0.0
粗大ごみ	663	565	554
収集	485	416	408
自己搬入	178	149	146
小型家電製品	-	103	104
収集	-	77	78
自己搬入	-	26	26
資源ごみ	1,531	1,541	1,548
紙類(収集)	1,385	1,391	1,398
紙類(自己搬入)	13	8	8
不要な衣類	133	142	142
集団回収量	432	240	157
新聞紙	222	129	78
雑誌	81	39	26
段ボール	94	52	39
牛乳パック	24	4	3
古着類	8	12	8
アルミ類	3	4	3
事業系ごみ	1,521	1,278	1,241
可燃ごみ(許可業者)	1,521	1,278	1,241

※その他プラスチックごみは、平成35年度から可燃ごみに含む。
平成30年度から小型家電製品の収集を開始予定である。

目標達成時の将来の平均排出量は以下のとおりです。1人1日平均総排出量は、平成28年度実績の796g/人・日から、平成44年度時点で744g/人・日に減量させることを目指します。

表5-3-2 将来の平均排出量（目標達成時）

	単位:g/人・日		
	実績	目標値	
	H28 2016	H36 2024	H44 2032
人口(人)	34,990	35,278	35,471
1人1日平均総排出量	796	766	744
家庭系ごみ	641	655	643
可燃ごみ	375	399	388
収集	357	362	352
自己搬入	18	37	36
不燃ごみ	21	20	20
収集	20	19	19
自己搬入	1.2	1.1	1.0
その他プラスチックごみ	11	-	-
収集	11	-	-
自己搬入	0.08	-	-
容器包装プラスチックごみ	38	39	39
収集	38	39	39
自己搬入	0.08	0.04	0.04
リサイクル素材	24	25	25
ペットボトル	3	3	3
ビン	9	10	10
カン	12	12	12
有害ごみ	1.0	1.3	1.2
収集	1.0	1.3	1.2
自己搬入	0.0	0.0	0.0
粗大ごみ	52	44	43
収集	38	32	32
自己搬入	14	12	11
小型家電製品	-	8	8
収集	-	6	6
自己搬入	-	2	2
資源ごみ	119	119	119
紙類(収集)	108	108	108
紙類(自己搬入)	1.0	0.6	0.6
不要な衣類	10	11	11
集団回収量	33	19	12
新聞紙	17	10	6
雑誌	6	3	2
段ボール	7	4	3
牛乳パック	1.9	0.3	0.2
古着類	0.6	0.9	0.6
アルミ類	0.2	0.3	0.2
事業系ごみ(t/日)	4.2	3.5	3.4
可燃ごみ(許可業者)(t/日)	4.2	3.5	3.4

※その他プラスチックごみは、平成35年度から可燃ごみに含む。
平成30年度から小型家電製品の収集を開始予定である。

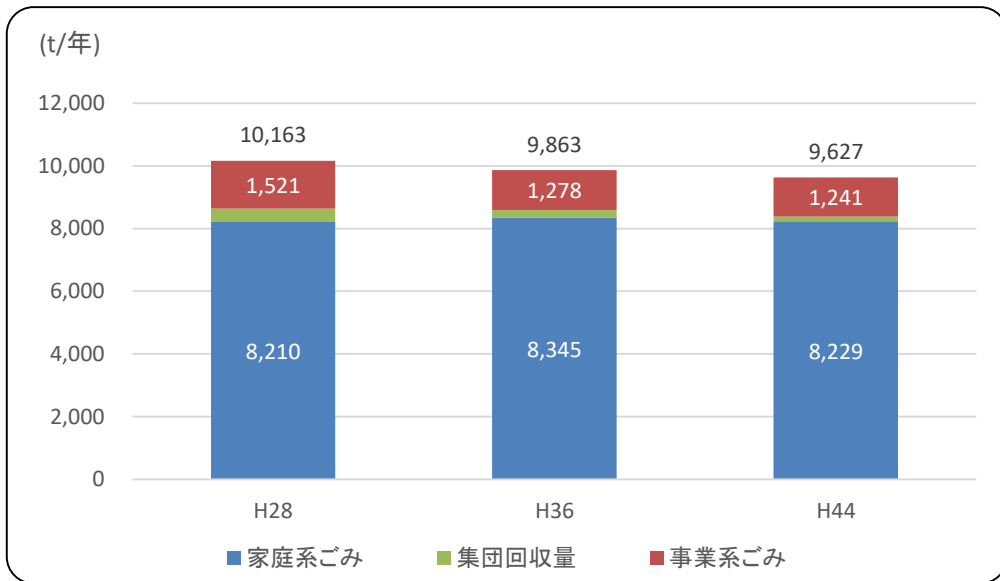


図 5-3-1 将来の年間排出量 (目標達成時)

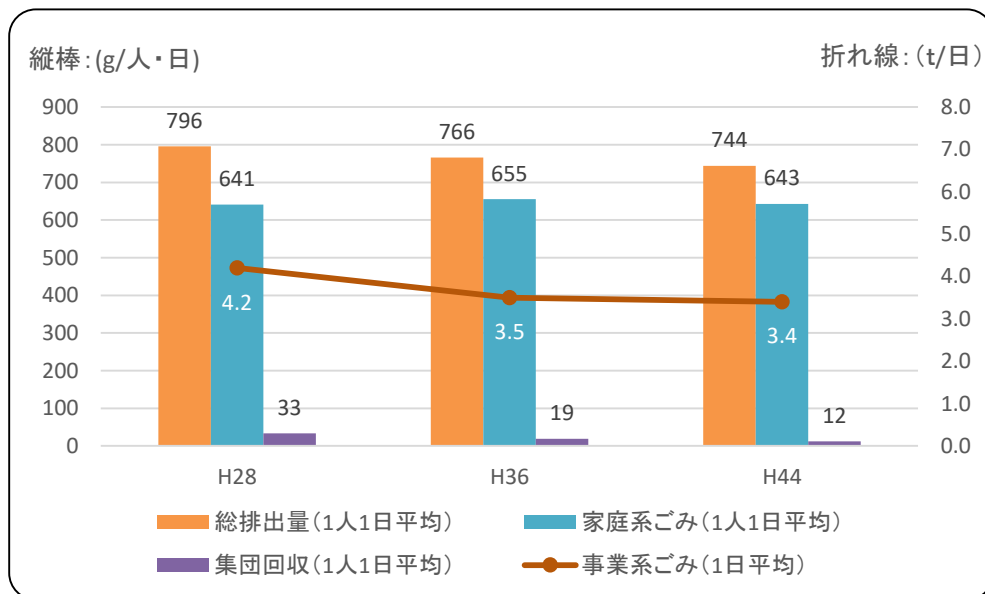


図 5-3-2 将来の平均排出量 (目標達成時)

4. 将来の処理・処分量（目標達成時）

目標達成時の将来の処理・処分量は以下のとおりです。ただし、平成36年度と平成44年度については、広域組合の新施設の構成が現時点では決定されていないため、収集量ベースでの数値になります。目標年度の平成44年度では、リサイクル率は27.4%、最終処分率は6.7%となります。

表5-4-1 将来の処理・処分量（目標達成時）

		t/年		
		実績	目標値	
		H28	H36	H44
		2016	2024	2032
	広陵町人口(人)	34,990	35,333	35,471
	総排出量	10,163	9,816	9,627
中間 処理 (H36と H44は 収集量 ベース)	可燃ごみ(焼却処理量)	6,915	6,385	6,264
	焼却以外の処理量	1,744	1,767	1,762
	不燃ごみ	266	258	259
	粗大ごみ	663	562	554
	容器包装プラスチック	485	504	506
	ペットボトル	38	39	39
	ビン	121	129	129
	カン	158	155	155
	有害ごみ	13	17	16
		小型家電製品	-	103
資源化 (H36と H44は 収集量 ベース)	総資源化量(炭化物除く)	2,687	2,697	2,638
	施設資源化量	537	930	933
	容器包装プラスチック	220	504	506
	ペットボトル	38	39	39
	ビン	121	129	129
	カン	158	155	155
	小型家電製品	-	103	104
	直接資源化量	1,531	1,543	1,548
	紙類(収集)	1,385	1,393	1,398
	紙類(自己搬入)	13	8	8
	不要な衣類	133	142	142
	集団回収量	432	224	157
	新聞紙	222	116	78
	雑誌	81	39	26
	段ボール	94	52	39
牛乳パック	24	4	3	
古着類	8	10	8	
アルミ類	3	3	3	
	リサイクル率(%)	26.4%	27.5%	27.4%
最終処分	最終処分量	673	658	645
	焼却残渣・不燃残渣等	673	658	645
	最終処分率(%)	6.6%	6.7%	6.7%

※平成35年度以降は組合広域処理施設での処理を予定している。

処理方式が未定のため、中間処理量、資源化量等は収集量ベースで計算している。

H36、H44の最終処分量は焼却残渣のみを想定している。

5. 将来のごみの分別区分

将来のごみの分別区分は、以下のとおりです。平成30年度から小型家電製品の分別収集を開始する予定です。平成35年度からは、その他プラスチックごみの分別収集を取りやめ、可燃ごみとして排出してもらうこととします。

表5-5-1 将来の分別区分（平成35年度以降）

品目		ごみの例	
家庭系	可燃ごみ	台所ごみ類（生ごみ）、紙くず類（ちり紙、油紙等）、 その他のごみ（割り箸、鉛筆、乾燥した細い枝、葉、草等） 容器包装プラスチックごみ以外のプラスチック製品・ゴム製品、 商品でないものの容器や包装（クリーニングの袋等）	
	不燃ごみ	金属類（フライパン・鍋、スプーン、汚れのある缶等）、 ガラス類・陶器類（茶碗・ガラスコップ・皿、植木鉢等）、 小型家電（ラジオ、電卓、ドライヤー等）	
	容器包装 プラスチックごみ	カップ・トレイ・パック類、ボトル類、 その他（空気の入ったシート、発砲スチロール製品）、 ネット（玉葱・みかん等が入っていたネット）、 チューブ型容器、ふくろ類（食料品や日用品の袋及びラップ類）	
	リサイクル 素材	ペットボトル	ペットボトル
		空き缶	アルミ缶、スチール缶
		空きびん	白色びん、茶色びん、その他の色びん
	有害ごみ	電球、蛍光灯類、LED電球、電池類、水銀体温計、水銀温度計	
	粗大ごみ	家財類（タンス・机、椅子、布団、自転車、じゅうたん等）、 小型家電類その他（ストーブ、電子レンジ、 トースター、インクジェットプリンター等）	
	小型家電製品	制度対象品目すべて	
	資源 ごみ	紙類	紙類（新聞・雑誌・段ボール・紙袋・紙箱等）
紙パック類		紙パック類（飲料系紙パック等、内側が白色のもの）	
古着・衣類		古着・布類（服・衣類・タオル等、着物・シーツ等）	
事業系	可燃ごみ	事業所から出る可燃ごみ	
集団回収		新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック、古着類、アルミ類	

※事業系ごみについては、可燃ごみのみ、許可業者による収集か直接搬入を認めています。

6. 将来のごみの処理・処分の流れ

平成 35 年度からの広域化にともない、ごみ処理・処分の流れも変化します。以下では、平成 35 年度以降におけるごみ処理フローを示します。

なお、以下のごみ処理フローは、現時点で計画している内容であり、今後の協議により変更する可能性があります。

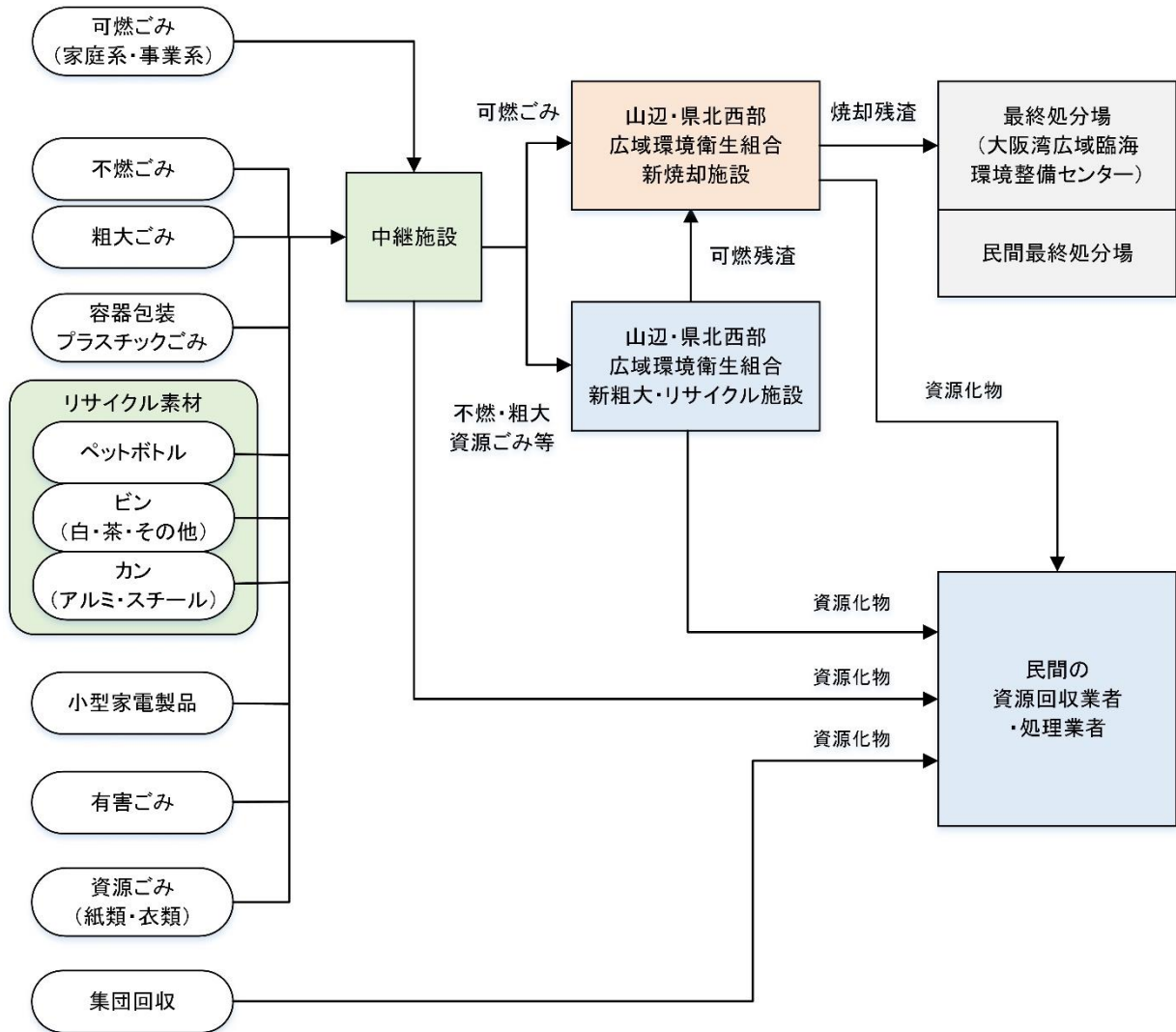


図 5-6-1 将来のごみ処理フロー図 (平成 35 年度以降)

7. 排出抑制・再資源化計画

排出抑制、再資源化のためには、以下の施策を実施していきます。

- 1) ごみゼロ生活の推進
 - ①ごみとなるものを家庭に持ち込まない。
 - ②調理くず、食べ残し等の食品ロスを減らす。
- 2) 事業系の自主的な取り組みの促進
 - ①多量排出事業者に対する減量化計画策定・実施を進める。
 - ②事業者一般のごみ減量意識の向上を図る。
- 3) 各種リユースの促進
 - ①不用品交換やフリーマーケット等のリユースの場をつくる。
 - ②リユース食器の利用を促進する。
- 4) 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進及び検討
 - ①生ごみ等のリサイクルを促進する。
 - ②廃棄物系バイオマスの有効利用を検討する。
- 5) 廃棄物の再生利用の促進
 - ①広域処理開始に向け新たな分別区分を徹底する。

5) ①について、本町では、平成 30 年度から小型家電製品の分別収集を実施する予定です。また、山辺・県北西部広域環境衛生組合の新ごみ処理施設稼働に向けて、平成 35 年度からはその他プラスチックごみの分別収集を取りやめ、可燃ごみとして排出するように変更する予定です。分別区分の変更が円滑に行われるよう、十分に住民への周知を実施し、分別に対する理解を得られるように努めていきます。

8. 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬については、以下の施策を実施します。

- 1) 新ごみ処理施設整備を踏まえた新収集・運搬体制の構築
 - ①新収集・運搬体制を構築する。
 - ②ごみ中継施設の整備を進める。
- 2) 住民サービスの向上
 - ①高齢化社会を踏まえ、住民サービスを向上する。

3) 事業系ごみの適正排出体制の構築

- ①事業系ごみの分別排出を徹底する。
- ②事業系ごみ収集運搬業者の適正指導を行う。
- ③環境負荷の少ない収集車両を導入する

1) ②について、ごみ処理広域化に伴い、収集運搬の効率化や直接搬入する住民の利便性の観点から、ごみ中継施設を本町で整備することが広域組合との間で取り決められています。今後、広域処理の開始までに整備を進めて行きます。

9. 中間処理計画

ごみの中間処理については、以下の施策を実施します。

1) 既存施設の適正な維持管理

- ①既存施設の適正な維持管理に努める。
- ②既存施設の負荷を減らす。
- ③ごみ処理手数料及び一部指定ごみ袋料金の適正化に努める。

2) 循環型社会構築に貢献する施設の計画的整備

- ①ごみ処理広域化を推進する。
- ②循環型社会推進を目的とした新ごみ処理施設を整備する。

2) ①について、本町のごみ処理施設は小規模な施設であり、維持管理費の面で課題を抱えています。今後は、所属する山辺・県北西部広域環境衛生組合の新焼却施設における広域的なごみ処理を推進し、安定的、経済的にごみを処理することを目指していきます。

10. 最終処分計画

ごみの中間処理については、以下の施策を実施します。

1) 最終処分量の削減

- ①ごみ減量化の推進により、最終処分量を削減します。
- ②中間処理残渣の減量・資源化の推進により最終処分量を削減する。

2) 広域最終処分場の安定的な確保

- ①広域最終処分場を安定的に確保する。

第6章 生活排水処理基本方針

1. 処理フロー

本町の生活排水処理フロー図は、以下のとおりです。家庭等から排出されたし尿及び生活雑排水は、公共下水道に接続している家庭では、排出されたし尿と生活雑排水の両方が、下水道を通じて奈良県第一浄化センターと第二浄化センターに運ばれて処理されます。合併処理浄化槽を設置している家庭では、し尿と生活雑排水の両方が浄化槽で処理され、処理後の浄化槽汚泥は奈良県葛城地区清掃事務組合のアクアセンターで処理されます。単独処理浄化槽を設置している家庭では、し尿は浄化槽で処理され、処理後の浄化槽汚泥は組合し尿処理施設で処理されますが、生活雑排水については未処理のまま公共用水域に排出されます。浄化槽を設置していない家庭については、し尿は汲み取りで収集され、組合し尿処理施設で処理されますが、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出されます。

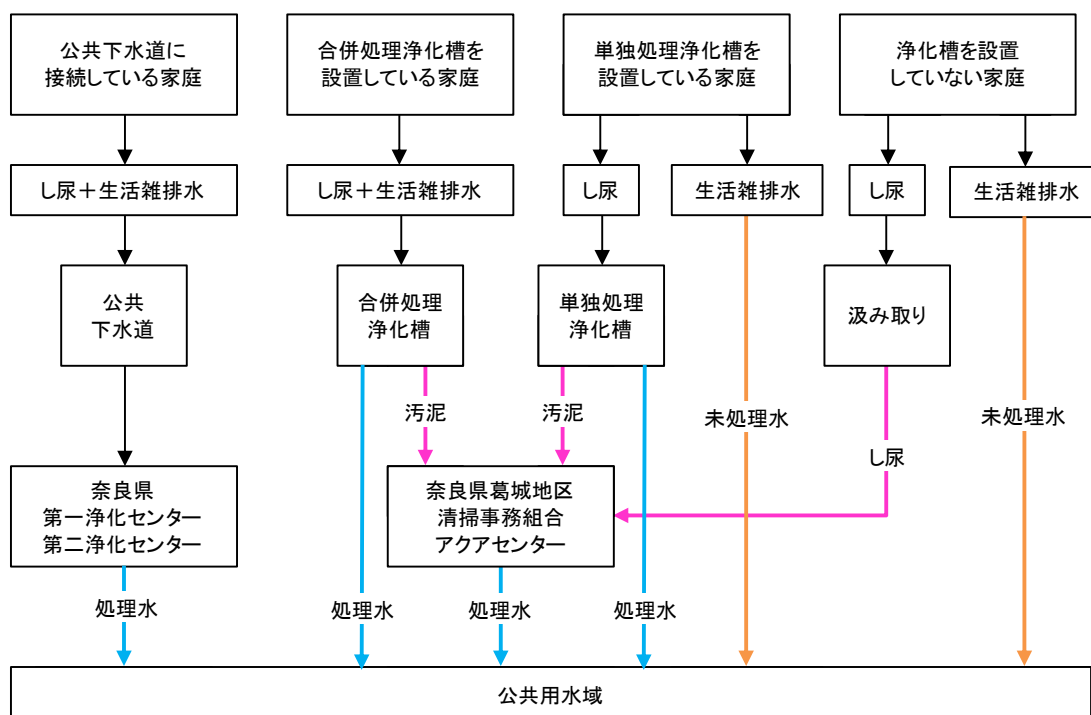


図6-1-1 生活排水処理フロー図

2. 公共下水道の整備状況

本町の下水道は、大和川上流・宇陀川流域下水道第一処理区及び第二処理区の関連公共下水道として整備が進められてきました。過去4年間の本町の公共下水道の整備状況は以下のとおりです。特殊な条件下以外の整備は完了しており、平成28年度時点で、普及人口でみた普及率は98.1%となっています。

表6-2-1 広陵町における公共下水道の整備状況

	H25	H26	H27	H28	備 考
広陵町行政人口	34,753	34,919	34,968	35,021	①
下水道普及人口	34,063	34,219	34,309	34,346	②
下水道普及率(%)	98.0%	98.0%	98.1%	98.1%	②÷①
下水道水洗化人口	30,780	30,934	31,245	31,488	③
区域内未直結人口	3,283	3,285	3,064	2,858	②-③
し尿等要処理人口	3,973	3,985	3,723	3,647	④+⑤
内浄化槽	2,408	2,420	2,417	2,430	④
内汲み取り	1,565	1,565	1,306	1,217	⑤

3. 生活排水処理形態別人口

本町における生活排水処理形態別人口の実績は以下のとおりです。平成28年度の実績では、計画処理区域内人口の35,021人のうち、約90.5%の31,688人について生活排水の適正処理がなされています。

表6-3-1 生活排水処理形態別人口の実績

	H25	H26	H27	H28
1. 計画処理区域内人口	34,751	34,919	34,968	35,021
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	31,047	31,222	31,542	31,688
水洗化・生活雑排水処理率	89.3%	89.4%	90.2%	90.5%
(1) 公共下水道	30,774	30,930	31,241	31,370
(2) 合併処理浄化槽	273	292	301	318
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	2,135	2,128	2,116	2,112
4. 非水洗化人口	1,569	1,569	1,310	1,221
(1) し尿収集人口	1,565	1,565	1,306	1,217
(2) 自家処理人口	4	4	4	4
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0

4. 生活排水処理の基本方針・目標値

生活排水処理の基本方針として、公共下水道の整備を進めるとともに、公共下水道が整備された地域については下水道への早期接続を図るものとします。また、浄化槽については適正な維持管理の必要性について啓発を行い、保守点検・清掃の実施、法定検査の受検率の向上に努めます

水洗化・生活雑排水処理率の目標は、以下のとおり定めます。目標年度の平成44年度の処理率を、平成28年度の90.5%から約5ポイント増加させ、95.0%と設定します。

表6-4-1 水洗化・生活雑排水処理率の目標値

項目	年度	平成28年度 (実績)	平成36年度 (中間目標年度)	平成44年度 (計画目標年度)
水洗化・生活雑排水処理率		90.5%	93.0%	95.0%

※水洗化・生活雑排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

5. 収集・運搬計画

本町では、し尿汲み取り業は委託制、浄化槽汚泥処理は許可制をとっており、現在2業者に委託されています。今後も現状の体制を継続するものとしますが、公共下水道の整備を進めてきた結果、し尿の汲み取り業務を担ってきた委託業者においては、業務量の減少により経営基盤が悪化するという状況が生じています。今後も下水道の普及により、し尿の汲み取り戸数は減少していくものと予想されますが、何らかの事情により汲み取りが必要な家は残ると予想されます。し尿等の安定した収集・運搬体制を確保できるよう、本町では平成28年度に広陵町合理化事業計画を策定しており、今後も計画に基づいて検討・対策を実施していきます。

6. 中間処理計画

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、奈良県葛城地区清掃事務組合のアクアセンターに搬入し処理しており、今後も引き続きアクアセンターで処理していくものとします。

7. 最終処分計画

奈良県葛城地区清掃事務組合のアクアセンターで発生する汚泥については、今後も引き続き、一部資源化するとともに施設内に設置してある焼却炉で焼却し、焼却灰及び飛灰を大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分します。